



# 26年度補正ものづくり補助金の共同設備投資について

## Question

本組合は金属製品製造業を営む組合員10名で組織する協同組合です。ものづくり補助金のことを「NEWSふくおか」で読みましたが、本組合でも取り組むことはできますか？

## Answer

### (1) 26年度補正ものづくり補助金について

「26年度補正ものづくり・商業・サービス革新補助金」は国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、認定支援機関と連携して、革新的な設備投資やサービス・試作品の開発を行なう中小企業支援を目的に実施されます。応募できる事業類型は「ものづくり技術」「革新的サービス」「共同設備投資」に分かれ、革新的サービスは補助上限額の違いと設備投資の有無によってさらに一般型とコンパクト型に分かれます。

ここでは「共同設備投資」に絞ってご説明いたしますので他の2種類の詳細は本会のWebサイトに掲載している公募要領をご覧ください。

### (2) 共同設備投資の補助対象者

共同設備投資は事業管理者と事業実施企業からなる共同体が対象です。

組合等が事業管理者となり、複数の事業実施企業が共同し、設備投資により革新的な試作品開発等やプロセスの改善に取り組むことで事業実施企業全体の3～5年計画で「付加価値額(※1)」年率3%及び「経常利益(※2)」年率1%の向上を達成できる計画であることが必要です。

事業管理者は①事業実施企業が出資した組合(協同組合等)、②共同出資会社又は③社団法人(但し事業実施企業が同法人の社員であるものに限る)である必要があります。①の組合や②の共同出資会社(中小企業者に限る)であれば、事業実施企業として補助事業に参画することもできます。

応募時には法人格のない任意組合等であっても、交付決定までに法人格のある組合等を構成

する場合には、任意グループでも応募ができません。

(※1)付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

(※2)経常利益＝営業利益－営業外費用(支払利息・新株発行費等)

### (3) 補助対象事業・補助対象経費について

共同設備投資で補助対象となるのは、「機械装置費」と事業管理者の「直接人件費」のみです。事業の目的は共同体で1つですが、事業実施企業それぞれが必ず設備投資をする必要があります。事業実施企業のみならず事業管理者も経費を支出し補助金を計上して補助対象者となる計画でなければその連携体は補助対象にはなりません。事業管理者の場合は設備投資をせずに直接人件費のみでも補助対象者になります。

### (4) 例

共同店舗組合のPOSレジシステム導入等、共通の目的のもと各事業者がそれぞれ設備投資を行うものが想定されます。

	一般型	コンパクト型
革新的サービス	補助上限額： 1,000万円 ・設備投資が必要	補助上限額： 700万円 ・設備投資不可
技術ものづくり	補助上限額：1,000万円 ・設備投資が必要	
投資共同設備	補助上限額：共同体で5,000万円 (500万円/社) ・設備投資が必要	